

墨田区消費者ニュース

令和2年9月発行 第166号

【編集・発行】すみだ消費者センター
(墨田区産業観光部産業振興課産業振興担当)
〒131-0045 墨田区押上二丁目12番7号 TEL03-5608-1516



【悪質商法】の手口を知って、だまされない！
「おかしい？」と思ったら、すぐ相談しましょう！

点検商法

「このままだと大変なことになる。すぐに修理した方がいい。」などと不安をあおり工事させる商法に注意！
■その場で判断せず、身近な人や消費者センターに相談しましょう！

架空・不当請求

身に覚えのない請求に慌てない！
■相手の電話番号が記載されていても、絶対に連絡しないで、金銭を要求されても支払わないようにしましょう！

電力・ガスの契約トラブル

安くなるはずが、前より高額になった！
■事業者の説明をうのみにせず、契約内容をしっかり確認し、必要がなければきっぱり断りましょう！

通販トラブル

「初回お試し」のはずが、「定期購入が条件」だった！
■定期的に同じ商品が届かないよう注文する前には、必ず購入・返品条件を確認しましょう！

訪問購入

「不用品の買取り」のはずが、貴金属等を買取られた！
■売るつもりのない品物の売却を迫られたら、きっぱりと断りましょう！

9月は関東甲信越ブロック共同・高齢者悪質商法被害防止キャンペーン月間です！

キャンペーン期間中、すみだ消費者センターでは、以下のとおり「高齢者被害特別相談」を実施します。

日時：令和2年9月14日（月）・15日（火）・16日（水）午前9時～午後4時30分

場所：すみだ消費者センター（墨田区押上2-12-7 セトル中之郷2階）

電話03-5608-1773

不要な靴を買い取ると言ったのに貴金属を買い取られた！ ～ クーリング・オフに手数料は不要です！ ～

【相談事例】

「不要な靴を買い取る！」と業者から電話があり、3日前に業者が訪問をしてきた。家にきて、靴数点を見せたら「1,000 円にしかない。貴金属を見せてほしい。」と言われ、見せてしまった。

ネックレスやペンダント数点で 29,000 円と言われ、断れない雰囲気契約をしてしまった。あまりに安く買い取られたことに気がついたので、クーリング・オフをしたい。

契約時に、クーリング・オフの説明は受けたが、「倉庫で管理するので、商品を戻すには手数料がかかる。」と言われた。手数料を支払う必要はあるか。

【アドバイス】

「不用品を買い取ると言われたので家に来てもらったら、強引に貴金属を買い取られた。」などの訪問購入（買い取り）の相談が寄せられています。

「靴を買い取る！」と言って訪問をしたにもかかわらず、突然「貴金属はないか！」などと当初とは異なる物品の売却を求めることは、特定商取引法で禁止されています。トラブルに巻き込まれないためにも、きっぱり断ってください。

訪問購入は、契約書面を受領してから8日間のクーリング・オフが認められています。商品を戻すには手数料がかかるというのは、事実ではなく、無条件で契約を解除することができます。

不本意な契約をしてしまった場合は、消費者センターにご相談ください。

すみだ消費者センター相談室



■相談日・・・月曜日～土曜日（土曜日は電話相談のみ）

（日曜日・祝日・祭日・年末年始はお休みです。）

■相談時間・・・午前9時00分～午後4時30分

■所在地・・・墨田区押上2-12-7 セトル中之郷2階

●東京メトロ半蔵門線・京成押上線・都営浅草線

「押上駅」A3出口徒歩3分

●東武スカイツリーライン「とうきょうスカイツリー駅」東口徒歩7分

●区内循環バス北西部ルート「すみだ女性センター」前

■案内図

